

定 款

平成24年4月1日施行
平成28年5月18日一部変更
令和2年5月19日一部変更

一般社団法人 北海道土木施工管理技士会

一般社団法人 北海道土木施工管理技士会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人北海道土木施工管理技士会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、優れた施工技術習得のための講習会等の開催、技術情報提供等に関する事業を行い、土木施工管理技士等の技術力及び社会的地位の向上を図るとともに良質な社会資本整備の推進に貢献し、もって北海道産業の振興及び地域住民の生活向上並びに北海道開発の推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 土木施工管理技術習得に関する講習会及び研修会の開催
- (2) 土木施工管理技術に関する法令等の情報及び資料収集並びに提供
- (3) 土木施工管理技術に関する普及及び啓発
- (4) 関係機関及び関係団体（以下「関係機関等」という。）との意見交換及び提携
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 北海道内に居住し、又は勤務場所を有する施工管理技術者で、この法人の目的に賛同して入会した個人
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 会員は、入会申込書の記載内容に変更が生じたときは、この法人に届け出なければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、正会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を毎年納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款その他規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 総正会員が同意したとき。
- (4) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の経費、会費、その他の抛出品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

- 第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

- 第13条 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 会費及び賛助会費の額
 - (4) 常勤の理事の報酬等の額
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - (6) 定款の変更
 - (7) 解散及び残余財産の処分
 - (8) 合併及び事業の全部又は一部の譲渡
 - (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

- 第14条 総会は、定時総会として、毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第15条 総会は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。
- 2 総会の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

- 第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。
- 2 会長が総会に欠席したときは、副会長がこれに当たる。

(議決権)

- 第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。
- なお、正会員は代表正会員に委任することにより、議決権を行使することができる。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 合併及び事業の全部又は一部の譲渡
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 理事又は正会員が総会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

この規定は代表正会員に準用する。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事13名以上17名以内
- (2) 監事3名以内

2 理事のうち、1名を会長、3名を副会長とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、正会員の中から総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 第1項の規定にかかわらず、正会員以外の者をこの法人の理事又は監事とする必要がある場合は、理事4名以内又は監事1名を総会の決議によって選任することができる。

- 4 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第24条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 役員は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第25条 理事及び監事は、いつでも、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

- 第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事並びに正会員以外の監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(責任の免除)

第27条 この法人は、役員が法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に、理事会を置く。
2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の掲げる職務を行う。
(1) この法人の業務執行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。
2 会長が欠けたとき又は会長に事故があったときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
2 会長が理事会に欠席したときは、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した決議事項について、その提案について決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りではない。

(議事録)

- 第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の配分)

第40条 この法人は、剰余金の配分を行うことができない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 事務局

(設置等)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会で決定し、会長が任免する。また、職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第43条 この法人に任意の機関として顧問及び相談役それぞれ5名以内置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、この法人に功労のあった者又は学識経験者の中から、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、この法人の運営に関して会長の諮問に応え、又は会長に対し、参考意見を述べることができる。
- 4 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

- 5 前項ただし書きに関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
- 6 顧問及び相談役の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第12章 補 則

(委任)

第44条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は熊谷勝弘とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 平成28年5月18日一部変更
- 5 令和2年5月19日一部変更

別表 1

(会費) 定款第7条に規定する経費の負担額を会費と言い、会費は年額とする。

(1) 正会員の会費は、6,000円とする。

(2) 賛助会員の会費は、個人6,000円、団体3,000円とする。

(3) 年度途中9月までの入会者の正会員は、月割(1ヶ月500円)とする。

(4) 年度途中10月以降の入会者の正会員は、3,000円とする。正会員及び賛助会員の基準日は毎年の会費は、年額6,000円とし、毎年4月1日を基準とする。

ただし、年度途中入会の会費は、月額500円とし、該当月の1日を基準日とする。